

煙火消費事故時の措置について

三重県 防災対策部 消防・保安課

1 法令等の順守項目について

煙火消費の主催者（花火大会実行委員会等）は、事故（※1）や異常事象（※2）に対して、「火薬類取締法令」（以下、法令）に則った対処を行う必要があります。

主催者は、事故が起こった場合、三重県へ即座に通報を行った上で、煙火の消費を中断し、下記の項目をすべて確認してください。確認を行った者は、自筆で氏名と確認時刻を記載してください。

本用紙は、翌開庁日に三重県へ提出してください。

負傷者の救護・保護、物的被害の確認、観客への状況周知を行った

負傷者（保安距離内外を問わず）が2名以上いる場合や、1億円以上の物的被害がある場合は、法第45条と施行令第16条に基づく緊急措置を命じる可能性があるため、直ちに三重県へ電話で通報を行うこと。

警察官・警察署に通報した

写真の撮影を行った

場所・角度を大きく変えて30枚程度以上撮影すること。（例：保安距離外から見た事故現場の様子5枚以上、打ち上げ場の様子5枚以上、事故現場の詳細10枚以上、被害の状況10枚以上等）

事故現場の保存を行った

どの筒等に問題があったか三重県への報告が完了するまで分かるようにしておくこと。（例：事故時における電気点火器や煙火消費順序の状況を撮影しておく等）

三重県へ翌開庁日に事故報告を行う

申請者自らが主体的に、事故原因、再発防止策、現場保存等の妥当性を翌開庁日に説明し、三重県が指定する事故等報告書を作成・提出すること。

上記、についてすべて確認しました。

確認者（自筆）	確認時刻
---------	------

三重県職員通報先（通報した職員の名前を記載してください） 通報時刻

（※1）煙火の消費によって、人的被害や物的被害が発生したもの。

（※2）事故ではないものの、事故及び災害に繋がる可能性のあった危険な事象（ヒヤリハット）。火災、黒玉、部品落下、残滓、過早発（低空開発を含む。）、地上開発、筒ばね、異常飛翔、異常燃焼等。

2 煙火消費の再開基準について

煙火消費事故に伴う中断後に消費を再開する場合は、主催者が下記の項目をすべて確認し、確認者は完了後、自筆で氏名と確認時刻を記載してください。

下記項目を確認完了後、地域防災総合事務所（地域活性化局）に再開が可能であるか指示を仰いでください。三重県職員の再開の承認が出た後、煙火の消費を再開できるものとします。

本用紙は、翌開庁日に三重県へ提出してください。

負傷者（保安距離内外を問わず）は2名未満であり、かつ、1億円以上の物的被害がある恐れはない。

負傷者が2名以上いる場合や、1億円以上の物的被害がある場合は、法第45条と施行令第16条に基づく緊急措置を命じる可能性があるため、直ちに三重県へ電話で通報を行い、再開の指示を得た後で消費を再開すること。

過早発（低空開発を含む。）、黒玉等が連続して発生していない

連続して異常事象が発生している場合は、再度、同種の事故の発生が予測される。同型の煙火で過早発等が発生している場合は、同型の煙火の消費はきわめて危険である。

事故の発生が継続して発生しうる状況ではない。

筒の固定ゆるみや変形等がある場合、その筒の煙火は正常に打上げできないおそれがある。

保安距離外（観客等）に煙火消費（部品落下等）による負傷者がいない

保安距離外に負傷者がいる場合、強風等の危険要因が疑われる。

（火災の場合）消防署と煙火消費の再開にかかる協議を行った

そのほか、安全に煙火を消費できない要因がない

安全な消費が可能である確証が得られた

主催者は、消費を安全に再開できると考えたことの妥当性について、三重県に翌開庁日に説明すること。

上記、についてすべて確認しました。

確認者（自筆）	確認時刻
---------	------

指示を仰いだ三重県確認者	消費再開承認時刻
--------------	----------

【参考】 法令について（令和7年9月時点）

消費者は、火薬類の災害が発生したとき、遅滞なく警察官又は海上保安官にその旨を届けなければなりません（法第46条）。また、火薬類による爆発その他災害発生したときは、都道府県知事又は警察官の指示なく、現状を変更してはなりません（法第47条）（法第39条1項の応急の措置によるものを除く）。

三重県知事は災害発生の防止等のため、火薬類の消費を一時禁止、又は、制限することができます（法第45条、令第16条第1項第5号）。

申請書の提出先となる地域機関一覧

名称	電話番号	所在地	管轄市町
桑名地域防災総合事務所	0594-24-3821	桑名市中央町5丁目71	桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町
四日市地域防災総合事務所	059-352-0560	四日市市新正4丁目21-5	四日市市、菰野町、朝日町、川越町
鈴鹿地域防災総合事務所	059-382-9786	鈴鹿市西条5丁目117	鈴鹿市、亀山市
津地域防災総合事務所	059-223-5300	津市桜橋3丁目446-34	津市
松阪地域防災総合事務所	0598-50-0503	松阪市高町138	松阪市、多気町、明和町、大台町
伊賀地域防災総合事務所	0595-24-8003	伊賀市四十九町2802	伊賀市、名張市
南勢志摩地域活性化局	0596-27-5115	伊勢市勢田町628-2	伊勢市、鳥羽市、志摩市玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
紀北地域活性化局	0597-23-3407	尾鷲市坂場西町1番1号	尾鷲市、紀北町
紀南地域活性化局	0597-89-6105	熊野市井戸町371	熊野市、御浜町、紀宝町
(参考) 防災対策部 消防・保安課	059-224-2183	津市広明町13番地	